

ふなぼし ボール遊びができる施設

～ルール編～

～このパンフレットができるまで～
中学生と市長が船橋の将来を語り合う『**こども未来会議室**』で中学生の皆さんから「公園でボール遊びがしたい」という声がありました。こうした要望を受けて、これまで様々なことを検討した結果、ボール遊びができる施設やルールを整理してパンフレットを作成しました。このパンフレットを使って市内の施設でルールを守ってボール遊びを楽しみましょう！



基本ルール（全施設共通）

裏面に記載されている施設において、次の基本ルールを守ってボール遊びをしましょう。

飛び出さない



硬いボール禁止



周りに気を付けて



ゆずり合って使う



大きな音は出さない



朝早く・夜遅くは遊ばない※



※まちかどスポーツ広場・運動広場は利用時間が決まっています。

公園・まちかどスポーツ広場などには、
ボール遊び以外の人も遊びに来るよ。
ルールを守って楽しく遊びましょう！



個別ルール（施設ごと）

裏面に記載されている④のアイコンがある施設については、基本ルールと合わせて、各施設に設置されている看板のルールも守ってボール遊びをしましょう。

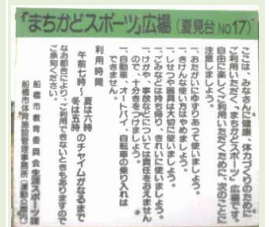
公園



例：田喜野井公園

まちかどスポーツ広場

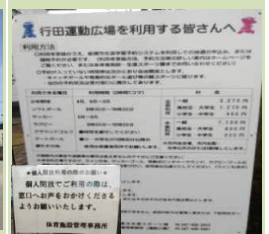
利用時間が決まっています



例：夏見台まちかどスポーツ広場

運動広場

利用時間が決まっています



例：行田運動広場

ルールを守りながら楽しいボール遊び

同じ施設にいる小学生など、普段一緒に遊ばない人ともルールを守りながらボール遊びを楽しみましょう。

小学生も含めたボール遊び



ボール遊びができる施設は、小学生も利用しています。小学生と場所を分けて遊ぶだけでなく、一緒に遊んでみましょう。新しい発見や相手に対する思いやりの気持ちが生れます。

ボール遊びを通じた友達づくり



同じ部活動やクラスだけでは知り合うことができなかった人とボール遊びをすることにより、新しい友人関係を築くきっかけとなります。積極的に交流を図ってみましょう。



こんな時どうする

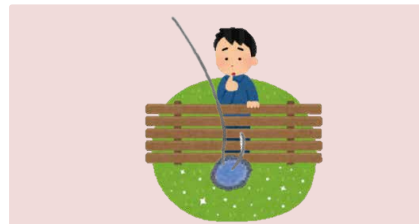
ケガ等は自己責任になるので、気を付けて遊びましょう。また、自分達だけでは対処が難しい場合は大人に相談しましょう。

ケガをした



まず、ケガの箇所を確認しましょう。ひどいケガの場合は、周りの人に助けを求めましょう。

ボールが他人の家に入ってしまった



ボールが他人の家に入ってしまった場合、その家の人に説明をしてから、ボールを取りましょう。勝手に家に入ってははいけません。

叱られた



様々な人が利用する施設であることを理解し、相手の話を聞いてしっかり謝りましょう。

船橋市 公園緑地課

〒273-8501

千葉県船橋市湊町2-10-25

電話 047-436-2555

FAX 047-436-2539

メール kouen@city.funabashi.lg.jp

※施設の詳細及びパンフレットについては以下の二次元コード又は検索により、市のホームページにて閲覧・ダウンロードすることが出来ます。



船橋市のボール遊びができる施設



令和7年度発行